

## 習志野市学校施設再生計画検討専門委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 本市が設置及び管理するすべての小中学校が建築後25年以上を経過し、急速に老朽化が進む中、安全面や機能面において、改善を図ることが喫緊の課題となっており、また、併せて、多様な学習内容に応じた教育環境の整備やエコスクール化等も求められている。

このようなことから、今後、本市学校施設の改修・改築需要が集中することが予想され、学校施設の再生整備に取り組むにあたり、市において策定する公共施設再生計画と連携し、子どもたちが安全・安心かつ良好な学習環境で活動することが可能となるよう、学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討するため、習志野市学校施設再生計画検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 教育財産のうち公立の小中学校をいう。
- (2) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (3) 公共施設再生 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、市民ニーズに対応した施設の適正な配置、効率的な管理運営及び財源確保を実現することをいう。

### (所掌事項)

第3条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 学校施設の整備水準に関すること。
- (2) 学校施設の適正規模、配置に関すること。
- (3) 学校施設の長寿命化、建替え計画に関すること。
- (4) 学校施設の役割の変化への対応に関すること。
- (5) その他、学校施設再生に関すること。

### (組織等)

第4条 専門委員会は、委員6名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校施設のあり方に関する調査研究に実績のある学識経験者又は有識者
  - (2) 本市の学校教育及びまちづくりに関して知識経験を有する者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 専門委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 専門委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を専門委

員会に加えるものとする。

7 臨時委員の任期は、委嘱の日から専門委員会への出席が終わるまでの間とする。

(専門委員会)

第5条 専門委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

2 専門委員会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 専門委員会は、必要に応じてその専門委員会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、専門委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、教育長に提出する。

(庶務等)

第7条 専門委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月17日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。